

2026年9月25日



「ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）」 純資産総額100億円到達のお知らせ

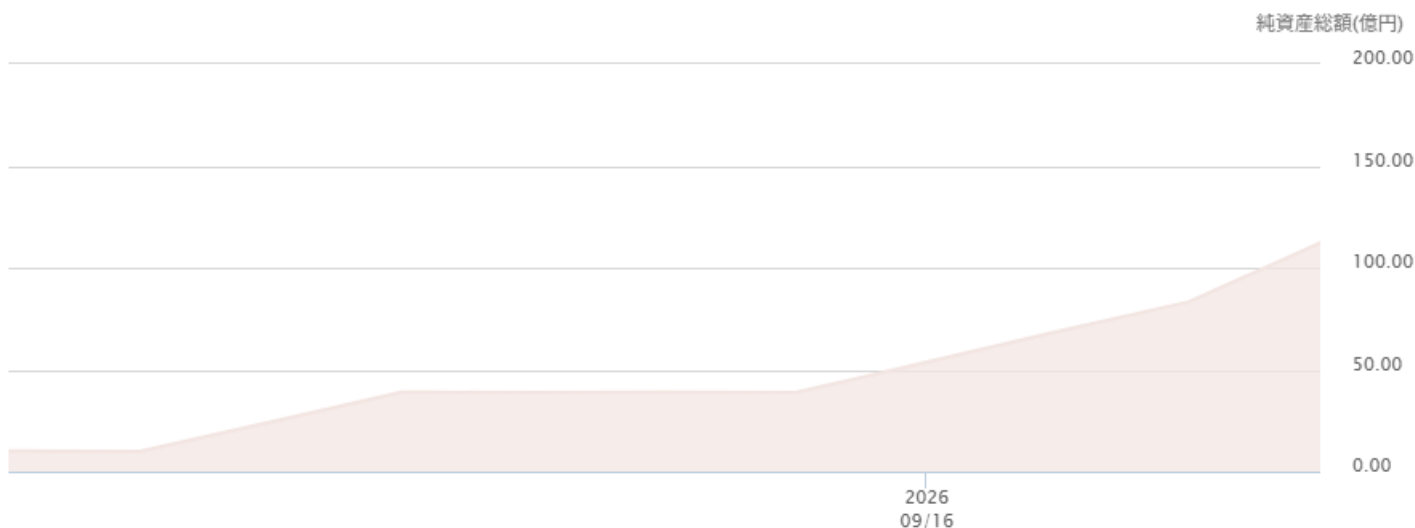
日頃より「ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）」＜証券コード：630A＞をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、2026年9月8日に上場した当ETFの純資産総額が、100億円に到達いたしました。皆さまからのご支持に心より感謝申し上げます。

今後とも、皆さまの未来を照らす資産形成のパートナーとして「ニッセイETF」への変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

純資産総額の推移

データ期間：2026年9月7日＜設定日＞～2026年9月24日（日次）



純資産総額：ファンドに組入れた有価証券等を時価で評価した金額から運用に必要な費用等を差し引いた金額

こちらをご覧ください

ニッセイアセットマネジメント公式note ETFマガジン
<https://note.nam.co.jp/m/me21d1e436e3c>
ニッセイETFって何なんだ！？
<https://www.nissay-etf.com/>



ひたむきにその先を見つめ、より良い未来へつなぐ
— A Good Investment for the Future —



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当りの純資産額の変動率をTOPIX(東証株価指数)(配当込み)^{*}の変動率に一致させる投資成果を目標に運用を行います。

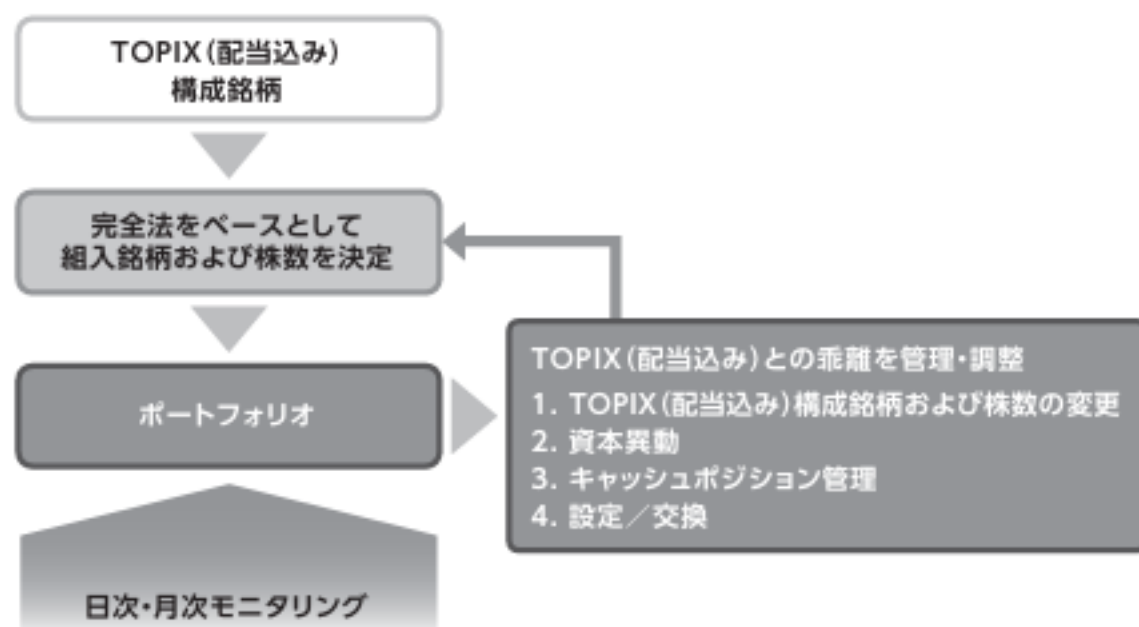
※ 以下、「対象指数」または「ベンチマーク」ということがあります。

ファンドの特色

1 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させる投資成果をめざし、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます)の株式に対する投資として運用します。また、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。

〈運用プロセス〉



- ・対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ・対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を利用することがあります。

〈TOPIXについて〉

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

〈基準価額と対象指数の連動性に関する留意点〉

ファンドは対象指数の動きに連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致するものではありません。

- ・対象指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を当該指数構成銘柄の時価総額構成比率とまったく同一の比率とすることができないこと
- ・追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ・運用管理費用(信託報酬)等の管理費用および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・株式および株価指数先物取引の流動性が低下したとき、売買が想定通りに執行できないこと
- ・株価指数先物取引と対象指数の動きの不一致
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・対象指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・対象指数の構成銘柄の入替えおよび対象指数の算出方法の変更による影響

2取得申込み(追加設定)は、株式により行われます。

- 委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。
- 取得申込者はこれらの株式を提出することで、引換えに受益権を取得することができます。
- 所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

3受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

- 一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産に属する株式と交換することができます。
- 通常の投資信託における換金手続き(換金請求)は、当ファンドでは行うことはできません。

●主な投資制限

株 式	株式への投資割合には、制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資は行いません。

●収益分配方針

分配金額は、配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。

ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益(評価益を含みます)が生じても、分配は行いません。

1 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をTOPIX(東証株価指数)(配当込み)の変動率に一致させることを目標に運用しますので、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

●主な変動要因

株 式 投 資 リ ス ク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。

- ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
- ・TOPIX(東証株価指数)(配当込み)が廃止された場合
- ・TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の計算方法の変更等によってもって、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合

○有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含む)等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと(債務不履行)が生じる可能性があります。

○ファンドは、金融商品取引所に上場し同取引所で取引されますが、その取引価格は、同取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は必ずしも一致するものではありません。

○ファンドの信託財産の一部は、委託会社の資金により設定されることがあります。その場合、当該信託財産は、委託会社により換金されることがあります。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

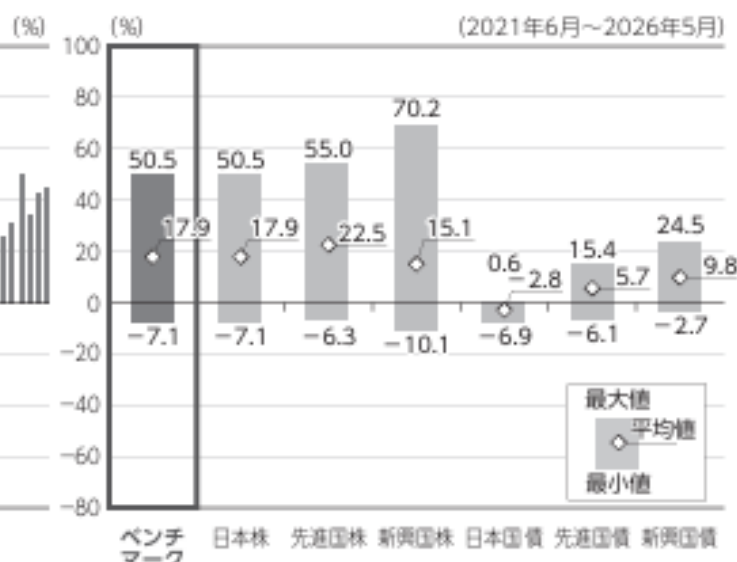
2.投資リスク

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ベンチマークの年間騰落率



②ベンチマークと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンドは2026年9月7日から運用を開始する予定のため記載できるデータはありません。グラフにおいては、参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマーク(TOPIX(東証株価指数)(配当込み))の騰落率を記載しており、ファンドの運用実績ではありません。なお、グラフは以下に記載の基準で作成しています。

- ・ベンチマークおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のベンチマークの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるベンチマークおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

＜代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数＞

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❶ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

取得時	取得申込	株式により行います。
	取得単位	1ユニット以上1ユニット単位とします。 ・「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象指数の動きに連動すると委託会社が想定するものをいいます。
	ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。なお、取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。
	取得価額	① 当初申込期間:1口当り1,500円とします。 ② 継続申込期間:取得申込受付日の基準価額とします。 ● 基準価額は、100口当りで表示されます(以下同じ)。
	払込期日	販売会社が定める日までに、販売会社が指定する方法により引渡すものとします。
	当初元本	1口当り1,500円とします。
交換時	交換申込	受益権を株式と交換することができます。
	交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍とします。
	交換価額	交換申込受付日の基準価額とします。
	交換株式の交付	交換申込受付日から起算して、原則として3営業日目から振替機関等の口座に交換申込みを行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後4時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	取得申込不可日	取得申込日が次のいずれかに該当する場合は、原則として申込みの受け付けを行いません。ただし、次の①から④に該当する場合であっても、委託会社の判断により申込みを受け付けることがあります。 ① 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 ② 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々2営業日前から起算して4営業日以内 ③ ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) ④ ファンドが償還となる場合において、償還日の直前5営業日間 ⑤ 上記①から④のほか、委託会社が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	交換申込不可日	交換申込日が次のいずれかに該当する場合は、原則として申込みの受け付けを行いません。ただし、次の①から③に該当する場合であっても、委託会社の判断により申込みを受け付けることがあります。 ① 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々2営業日前から起算して4営業日以内 ② ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内) ③ ファンドが償還となる場合において、償還日の直前5営業日間 ④ 上記①から③のほか、委託会社が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

お申込みメモ

申込について	取得の 申込期間	① 当初申込期間:2026年9月4日 ② 継続申込期間:2026年9月7日から2027年11月9日まで ● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	交換制限	委託会社は、約款に定める運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、大口の交換の申込みに制限を設ける場合があります。
	取得・交換 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得・交換の申込みの受付を取消すことがあります。
	受益権の 買取り	販売会社は、次のいずれかに該当する場合には受益権を買取ります。ただし、②の場合は、ファンドの償還日の2営業日前までとします。 ① 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合 ② 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合 受益権の買取価額は、買取申込受付日の基準価額とします。 なお、金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。 ● 詳しくは販売会社にお問合せください。
決算・ 分配	決算日	2・5・8・11月の各9日 ● 初回決算日は、2027年2月9日とします。
	収益分配	年4回の毎決算時に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
その他	上場市場	東京証券取引所
	信託期間	無期限(設定日:2026年9月7日)
	繰上償還	・次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。 ① 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ② TOPIX(東証株価指数)(配当込み)が廃止された場合 ③ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の計算方法の変更等とともに、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合 ・2029年9月8日以降に、受益権の口数が200万口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	2兆円に相当する有価証券および金銭とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	作成しません。
	課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用があります。 特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
取得時	取得時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶取得時手数料:取得時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに取得にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
交換時	交換(買取)時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶交換(買取)時手数料:受益権の交換または買取りにかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
交換時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
毎日	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に <u>年率0.066%(税抜0.06%)</u> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。										
		▶運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">信託報酬率(年率・税抜)の配分</td><td>委託会社</td><td>0.04%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.02%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>		支払先	年率	役務の内容	信託報酬率(年率・税抜)の配分	委託会社	0.04%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	0.02%
	支払先	年率	役務の内容									
信託報酬率(年率・税抜)の配分	委託会社	0.04%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価									
	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。 <株式の貸付けを行った場合> 株式の貸付けを行った場合には、品賃料がファンドの収益として計上されます。その収益の一部を委託会社と受託会社が受取り、品賃料に <u>55%(税抜50%)以内</u> の率をかけた額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます(当該対価に対応する役務の内容は上記と同様です)。 委託会社と受託会社の配分割合は1:1とします。												

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
随 時	その他の費用・ 手 数 料	以下の費用は、ファンドからご負担いただきます。 ○監査費用として、日々、ファンドの純資産総額に年率0.0022%(税抜0.002%)をかけた額(ETFは外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用) ○TOPIX(東証株価指数)(配当込み)についての商標(これに類する商標を含みます)の使用料として、日々、ファンドの純資産総額に最大で年率0.033%(税抜0.03%)をかけた額。ただし、年費165万円(税抜150万円)を下回る場合は165万円(税抜150万円)(料率・金額:有価証券届出書提出日現在) ○受益権の上場にかかる次の費用(金額・料率:有価証券届出書提出日現在) ・上場審査料:55万円(税抜50万円) ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%) ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%) また、その他の費用・手数料として、以下の費用等もファンドからご負担いただきます。ただし、これらの費用等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等

取得申込者または交換申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合、原則として当該発行会社の株式に代えて金銭による取得、または当該株式を除いた有価証券による交換を行うものとします。この場合、次の取扱いとなり、当該株式の時価相当額に委託会社が別に定める率をかけた額が、当該申込者の負担となります。

・取得時：信託財産における当該株式の取得に必要な経費として、取得にかかる金銭に加算されます。

・交換時：当該株式の売却および信託財産の構成変更に必要な経費として、交換にかかる口数計算において控除されます。

❶ ファンドの費用等の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4. 手続・手数料等

- 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		売却時および交換時	
所得 税 および 地方 税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%	所得 税 および 地方 税	譲渡所得として課税 売却時および交換時の差益(譲渡益) に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。